

価格高騰重点支援給付金の概要

帯広市では、物価高騰の影響が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、以下の3つの給付金を支給します。いずれの給付金も令和5年12月1日に帯広市に住民登録があることが要件です。

① 価格高騰緊急支援給付金（非課税世帯追加分）

令和5年度住民税非課税世帯への追加の給付金です。

※令和5年6～10月に実施した価格高騰重点支援給付金3万円の追加給付。

- ・支給額 1世帯あたり7万円
- ・対象世帯 令和5年度住民税非課税世帯（約27,000世帯）
- ・手続等 1月4日に確認書送付済み
確認書を市へ返送いただいた方から随時支給
4月30日締め切り

② 価格高騰緊急支援給付金（均等割のみ課税世帯）

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金です。

- ・支給額 1世帯あたり10万円
- ・対象世帯 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯（約3,000世帯）
- ・手続等 1月末に案内を送付予定
北海道が実施した臨時特別給付金の受給者は申請不要、
それ以外の対象者は申請必要
5月31日締め切り

③ 価格高騰緊急支援給付金（こども加算）

①、②の世帯内に18歳以下の児童がいる場合の加算給付です。

- ・支給額 児童一人あたり5万円
- ・対象児童 ①、②世帯内で扶養されている18歳以下の児童（約3,700人）
- ・手続等 1月末に案内を送付予定
申請不要で2月下旬に振込み

その他

1月4日にコールセンターを設置。

給付金に関する各種問い合わせはコールセンター（TEL65-4233）まで。